

令和8年職種別民間給与実態調査の実施について

令和8年4月13日

大分県人事委員会は、公務員の給与と民間従業員の給与を比較するための資料を得ることを目的として、人事院及び各都道府県・市・特別区人事委員会と共同で、令和8年職種別民間給与実態調査を実施します。

概要は下記のとおりです。

記

1 調査期間

令和8年4月22日（水）～6月16日（火）

2 調査対象事業所

県内の企業規模100人以上で、事業所規模50人以上の事業所 111所
（該当事業所345所の中から無作為抽出したもの）

3 調査の方法

調査員による実地調査を基本としつつ、必要に応じて対面によらない方法も活用する。

4 調査の内容

（1）事業所単位で行う調査事項

- ① 賞与及び臨時給与の支給総額と毎月きまって支給する給与の支給総額
- ② 本年の給与改定等の状況
ベース改定の状況、定期昇給の状況、賞与の支給状況等
- ③ 諸手当の支給状況
住宅手当の支給状況等、国内異動における手当等の支給状況
- ④ 高齢者雇用施策の状況
一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組み等

（2）従業員別に行う調査事項

- ① 4月分初任給月額
- ② 4月分所定内給与月額
役職、年齢、学歴等従業員の属性、4月分のきまって支給する給与総額とそのうちの時間外手当額、通勤手当額

※次頁に人事院の記者発表資料を添付しています。

問い合わせ先

大分県人事委員会事務局

公務員課 任用給与・審査班 甲斐、木戸

TEL：097-506-5222（県庁内線5222）

令和8年職種別民間給与実態調査の実施

人事院は、公務員の給与を改定する勧告の基礎資料を得るため、毎年、職種別民間給与実態調査を実施しています。令和8年調査の実施概要は次のとおりです。

1 調査期間

令和8年4月22日(水)～6月16日(火)
(56日間：土日祝を除いた実日数は36日間)

2 調査対象事業所

企業規模100人以上で、事業所規模50人以上の事業所 約10,100所
(母集団事業所数 約50,400所)

3 調査の方法

人事院と、47都道府県、20政令指定都市、特別区及び和歌山市の69人事委員会が分担して実施する。調査員(約1,000人)による実地調査を基本としつつ、必要に応じて対面によらない方法も活用する。

4 調査の内容

(1) 事業所単位で行う調査事項

- ア 賞与及び臨時給与の支給総額と毎月きまって支給する給与の支給総額
- イ 本年の給与改定等の状況
ベース改定の状況、定期昇給の状況、賞与の支給状況等
- ウ 諸手当の支給状況
住宅手当の支給状況等、国内異動における手当等の支給状況
- エ 高齢者雇用施策の状況
一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組み等

(2) 従業員別に行う調査事項(調査職種 76職種)

- ア 4月分初任給月額
- イ 4月分所定内給与月額
役職、年齢、学歴等従業員の属性、4月分のきまって支給する給与総額とそのうちの時間外手当額、通勤手当額

以 上

問 合 せ 先	人事院給与局給与第一課長 森谷 明浩 課長補佐(調査第一班) 池田 千春 電話(03)3581-5311 (内線5701) (03)3581-1194 (直通)
------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------

職種別 民間給与 実態調査



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

への御協力をお願いします！

- ・本調査は、統計法に基づく政府統計（一般統計調査）です。
- ・国家公務員の給与制度を所管する人事院と、地方公共団体の人事委員会が分担し、実施しています。調査員は全員公務員です。
- ・本調査の結果は、例年8月に国会及び内閣に対し行われている**人事院勧告**並びに地方公共団体の人事委員会勧告の基礎資料として活用されます。

公務員の給与は、本調査で得られた民間企業の方の給与額等を基に決定されます

よくあるご質問

具体的に何を調査するのでしょうか

個人別の4月の給与額、役職、年齢、最終学歴などをお伺いします。（個人名は不要です）

調査はどのように進めるのでしょうか

事業所への訪問やテレビ会議システムの利用などにより、調査員が調査を実施いたします。具体的な調査方法は、調査員からご相談させていただきます。

調査対象となる事業所はどのように選ばれているのですか

全国の企業規模100人以上で、かつ事業所規模50人以上の事業所を、地域、産業、企業規模等でグループ分けし、各グループから調査事業所を無作為に抽出しています。



調査担当 人事院 給与局 給与第一課 調査第一班

電話 03-3581-4023（直通） メール：minchou@jinji.go.jp

人事院勧告について

URL:<https://www.jinji.go.jp/seisaku/kankoku.html>

人事院勧告

検索

